

中国「デジタル・レーニン主義」の思想的背景

「社会治理」と「安全観」を中心に

及川 淳子
Oikawa Junko

[要旨]

小論の目的は、中国における「デジタル・レーニン主義」について読み解くことであり、その思想的背景について分析した。「社会治理」と「安全観」を中心に議論し、習近平政権の「社会治理」は最先端のデジタルテクノロジーを活用した「ビッグデータ・ガバナンス」であると指摘した。続いて、2021年「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」から、党の「安全観」について検討した。現体制を維持して「党の安全」が保障されることが、習政権の最優先課題である。

コロナ禍以降、習政権が提唱する「社会治理共同体」のもと「デジタル・レーニン主義」による「ビッグデータ独裁」が強化されている。習政権の長期化に伴い、今後もこの趨勢は継続し、さらに強化されると見られる。「デジタル・レーニン主義」が、中国のみならず国際社会に及ぼす影響について批判的検討が必要であり、民主主義に対する真摯な省察も求められている。

1 はじめに

中国における「デジタル・レーニン主義」の現段階について読み解き、今後を展望することが本稿に与えられた課題である。ドイツの政治学者であり、メルカトル中国研究所の創設者でもあるセバスチャン・ハイルマンが提起した「デジタル・レーニン主義」(Digital Leninism、数字列寧主義)は、近年、中国研究の領域で重要なキーワードとなっている⁽¹⁾。「デジタル・レーニン主義」とは、最先端のデジタルテクノロジーを利用した権威主義的な統治の理念とシステムを包括した「中国式統治モデル」を象徴する概念である。

「デジタル・レーニン主義」について、矢吹晋(2018)は「習近平のデジタル中国化構想を的確にとらえたネーミング」と評した上で、習近平の統治について「日本では『習近平独裁』や『毛沢東個人崇拜の復活』等々否定的に論評されているが、ハイルマンはそこに古典的レーニン主義の復活を見て、それが『21世紀の課題に適合したもの』と解釈して見せた」と端的に指摘した⁽²⁾。中国共産党政権が主導する権威主義的な統治モデルは、毛沢東型とも呼ばれる。つまり、20世紀の毛沢東型統治と21世紀の世界をリードする最先端のデジタルテクノロジーによる統治を融合しているのが、現在の「中国式統治モデル」なのだ。「デジタル・レーニン主義」についての分析が中国の最新事情を分析する上で重要であることは言うまでも

ないが、国際社会にもたらしているインパクトの大きさからも注目すべき事象であり、「中国式統治モデル」が世界に波及する可能性や諸課題についての検討に繋がるだろう。

デジタルテクノロジーの発展は、人類社会に驚異的な利便性とリスクをもたらしている。インターネットやスマートフォンを例に挙げれば、利便性とリスクが表裏一体であることは容易に想起される。音声認識、顔認証などの技術は飛躍的な進化を遂げており、ビッグデータを活用した社会経済システムが構築され、人工知能（AI）は効率的な社会変革に不可欠だ。デジタルテクノロジーの利便性や効率性は、本来、人々や社会に利益が還元されるような原則に基づくことが望ましい。しかしながら、例えば治安維持を目的とする監視カメラが社会を監視する装置としても利用されるように、ビッグデータの活用は個人や社会に対する安全管理のみならず、管理強化にもなり得る。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックを経験して、国際社会における「デジタル・レーニン主義」の傾向はさらに強まっている。例えば、感染予防対策として多くの国が導入したスマートフォンのアプリを使う接触追跡のシステムが代表的な事例だ。中国政府は「健康碼」（健康コード）と呼ばれるアプリを導入し、個人の位置情報などから人々の移動に関するビッグデータを感染対策に活用している。行動記録の徹底的な管理は、感染者との接触リスクを管理するだけでなく、大規模な都市封鎖などの際に人々の行動制限を目的として利用される。感染予防対策という安全や安心と引き換えに、健康状態、ワクチン接種の履歴、位置情報などの個人情報などが徹底的に収集され、当局に提供されている。最先端のデジタルテクノロジーは効率的な社会統治を実現する一方で、「ビッグデータ独裁」⁽³⁾を容易にする。そうした「デジタル・レーニン主義」の動態が世界的に最も顕著に見られるのが、現在の中国社会と言えよう。

中国型社会統制システムに関する先行研究は、「法とアーキテクチャによる支配」に着目した金野純（2018）の論考⁽⁴⁾をはじめ、「幸福な監視国家・中国」と題して問題提起を行った梶谷懐、高口康太（2019）⁽⁵⁾、中国を含めた新興国の最新事情とコロナ禍によるデジタル化の加速を指摘した伊藤亜聖（2020）⁽⁶⁾などがある。これらの先行研究を参照した上で、小論では中国の「デジタル・レーニン主義」の思想的背景について考察する⁽⁷⁾。最新のデジタルテクノロジー、法的根拠、制度設計、システムの論理的構造などの各方面に関心を寄せつつ、「習近平新時代中国特特色社会主義思想」の宣伝工作が強化されている状況を鑑みて、小論では思想の領域に焦点を絞ることにより、習近平政権が壮大な社会実験として取り組む「デジタル・レーニン主義」の本質について、その一端を解明したい。

2 習近平政権の「社会治理」と「安全観」

(1) 習近平政権の「社会治理」

習近平政権は「社会」についてどのように認識し、如何なる政策を施行しているのだろうか。ここでは「デジタル・レーニン主義」の思想的背景について考察する前提として、習近平政権の社会に対する統治の理念と方法について概観する。

中国共産党政権の社会に対する政策は、建国から現在に至るまで「社会改造」、「社会建

設]、「社会調整」、「社会変革」、「社会体制改革」、「社会管理」などの用語が使用され⁽⁸⁾、各時代の政治や経済と密接に連動してきた。胡錦濤政権は「社会の建設と管理を強化し、社会管理体制の刷新を推進する」として「社会管理」を強調した。「民生の保障と改善」などの社会全般にわたる公共サービスを中心とした概念だったが、急速な社会変化による各種問題が深刻化したため、社会の安定維持が最優先課題となり、「社会管理」は実質的に「危機管理」と同義であった。胡錦濤政権の「社会管理」に対して、習近平政権の社会政策を包括するのは「社会治理」である。中国語の「治理」は「ガバナンス」を意味し、日本語の「管理」、「統治」、「整備」、「調整」など複数の意味合いを持つ。「社会管理」と「社会治理」はわずか1文字の違いだが、重要な政策転換であったことを指摘しておきたい⁽⁹⁾。

習近平政権が推進する「社会治理」について、ここでは中国共産党中央党校（国家行政学院）が2020年に刊行した『習近平新時代中国特色社会主義思想基本問題』に基づいて概説する⁽¹⁰⁾。習近平政権の発足後、指導部は「社会管理」について「理念」、「実践」、「制度」の各面でイノベーションを推進し、「『社会治理』という重要な命題」を提起した。習近平総書記は「社会治理は科学である」と述べている⁽¹¹⁾。その要となるのは「社会治理のプロセスにおける基本的な関係を正しく処理する」ことで、①維穩と維権の関係、②社会活力と社会秩序の関係、③法治・徳治・自治の関係、以上3点が指摘されている。「維穩」は「維持穩定（安定維持）」、「維権」は「維護權利（権利擁護）」という意味だ。人民の権利を保護することが社会の安定維持に繋がるという基本的な認識が記され、社会活力と社会秩序のバランスを保ち、法治と徳治に加えて基層レベルでの自治が相互に作用することが期待されている⁽¹²⁾。これらの文言を見る限り、人民の権利を保障して社会の安定を確保するという「社会治理」の目標は明確である。

また、「中国の特色ある社会主義における社会治理の根本的な特徴は党の指導である。この点で、我々と西側資本主義の社会治理には本質的な相違がある」⁽¹³⁾という一文についても指摘しなければならない。さらに注目すべきは、「社会治理を強化して刷新するために、社会治理の方法を刷新しなければならず、社会治理の社会化、法治化、智能化（スマート化）、専門化のレベルを引き続き高めなければならない」という方針である⁽¹⁴⁾。「智能化」と「専門化」のレベル向上として具体的に挙げられているのが、IoE（Internet of Everything）、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AIなどのデジタルテクノロジーの利用と人材の確保である⁽¹⁵⁾。あらゆるモノがインターネットに繋がるIoT（Internet of Things）をさらに発展させたIoEは、ヒト、モノ、サービスなどのあらゆるビッグデータ、つまり、すべてがインターネットに接続される状態を指す。習近平政権の「社会治理」は、最先端のデジタルテクノロジーを活用したIoEであり、換言すれば「ビッグデータ・ガバナンス」であると言えよう。

（2）習近平政権の「安全観」

前項では、習近平政権の社会に対する統治の理念と方法について概観した。ここでは、習近平政権が「ビッグデータ・ガバナンス」を施行する上で、「安全」に対して如何なる認識を有しているのか確認したい。

注目するのは、「中央国家安全委員会」の設立（2013年）、「総体国家安全観」の確立（2014

年)、「中華人民共和国国家安全法」の制定(2015年)という習近平政権第1期の一連の動きである。習近平政権の発足後、2013年11月に開催された第18期中央委員会第3回全体会議(第18期3中全会)において、「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」が採択された。当時、「中央全面深化改革領導小組」と共に創設されたのが「中央国家安全委員会」である。同委員会の設立目的として、第18期三中全会のコミュニケで以下のよう
に記されている⁽¹⁶⁾。

社会治理を刷新するためには、最も幅広い人民の根本利益を保護することに着眼し、調和的な要素を最大限増加させ、社会発展の活力を高め、社会治理のレベルを引き上げ、安全な中国の建設を全面的に推進し、国家の安全を維持し、人民の就業と生活の安心、社会の安定と秩序を確保しなければならない。

中央国家安全委員会の職責は、国家の安全を確保するという伝統的な安全保障だけでなく、社会の全方位に及び公共の安全に関わる非伝統的安全保障も含め、包括的に扱うことを目的としていた。2014年4月15日に開催された中央国家安全委員会第1回会議で、習近平総書記は「発展は安全の基礎であり、安全は発展の条件である」と述べ、「総体国家安全観」を提唱した。「中国の特色ある国家安全の道」を歩むための新たな方針として、特に、伝統的安全保障と非伝統的安全保障を総合的に定義したことが注目された。具体的には、①政治、②国土、③軍事、④経済、⑤文化、⑥社会、⑦科学技術、⑧情報、⑨生態系、⑩資源、⑪核という11項目について言及し、これらを一体化する国家安全システムの構築が提唱された⁽¹⁷⁾。

習近平政権の「総体国家安全観」を法的に整備したのが、2015年7月1日、全国人民代表大会常務委員会第15回会議において可決された「中華人民共和国国家安全法」である⁽¹⁸⁾。国家の安全に関する法律は、1993年に制定された旧「国家安全法」があったが、2015年版は「主席令第二十九号」として公布され、同日より施行された。角崎信也(2015)は、新「国家安全法」の特徴について、その適用領域の「広域性」と「集権性」の2点を指摘している⁽¹⁹⁾。

以上、習近平政権第1期における一連の動きを概観すると、党内部での制度化、「中央国家安全委員会」による「総体国家安全観」の構築、新「国家安全法」の整備という段階的な取り組みがわずか数年間で推進され、制度、理念、法律の面から総合的に確立されたことが指摘できる。

3 2021年「歴史決議」に見る「安全観」

(1) 社会の安全

次に検討するのは、2021年11月に開催された第19期中央委員会第6回全体会議(第19期6中全会)の重要文書である。中国共産党設立100周年の節目に開催された同会議では、「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」(いわゆる「歴史決議」)が採択された。「歴史決議」は、習近平政権が党100年の歴史を総括した上で「習近平新時代」をどのように位置づけ、今後の中国についてどのような未来を展望しているのか、それらが包括的に示された最新かつ最重要の公式文書である。小論の研究課題である「安全」については

如何なる認識なのか、「歴史決議」の「安全」に関わる部分を見てみよう⁽²⁰⁾。

「歴史決議」第8項で「社会建設について」の記述がある。党中央は、「人民の素晴らしい生活への憧れこそ、われわれの奮闘目標である」、「民衆が幸せな生活を送れるようにすることは、われわれの全活動の立脚地であり、目的地である」と強調し、民生の保障と改善を強化する社会建設の中で「育児・教育・所得・医療・養老・住居・救済」に重点を置くと主張した。

「社会治理」の強化と刷新については、「人民の獲得感・幸福感・安心感がいっそう満たされ、いっそう保障され、いっそう持続するようにしなければならない」と記述されている。新華社の日本語公式訳では「安心感」と翻訳されているが、中国語の原文は「安全感」である。人民が「安全感」を得ることが重要なのだが、中国共産党がそれを保障することによって習近平政権の「安全」が確保されると読み替えることができる。つまり、「民生の保障と改善」という各種社会問題にしかるべき対応して社会の安全が確保されなければ、中国共産党による統治の正統性が危ぶまれることになりかねないという習近平政権が抱く危機感の裏返しとも言えよう。「歴史決議」では、「新時代におけるわが国の主な社会矛盾は人民の日増しに増大する素晴らしい生活への需要と発展の不均衡・不十分との矛盾である」、「この主要な矛盾を解決するのがわれわれの中心的任務である」と繰り返し明記されている。

(2) 国家の安全

「歴史決議」第11項には、「国家の安全について」の記述がある。「国家の安全と社会の安定を守ること」が「党と国家の基本的な活動の一つ」と定められ、国家安全情勢については以下のとおり極めて厳しい見解が示されている⁽²¹⁾。

新時代に入り、わが国が直面する国家の安全保障情勢はいっそう厳しくなり、外部からかつてみない圧力がかかり、伝統的安全保障上の脅威と非伝統的安全保障上の脅威が入り交じり、いわゆる「ブラックスワン」事件、「灰色のサイ」事件がしばしば起こっている。

予測が困難なことを意味する「ブラックスワン」や甚大な影響をもたらす事象の例として使用される「灰色のサイ」などの表現からも、習近平政権が抱える危機感を垣間見ることができる。党中央は「国家と人民の安泰が人民大衆の最も基本的・普遍的な願いである」と強調し、各方面における「安全」について以下のように概括した⁽²²⁾。

国家の利益を第一に考え、人民の安全を旨とし、政治面の安全を根本とし、経済面の安全を基本とし、軍事・科学技術・文化・社会面の安全を保障し、国際的安全保障の促進を拠り所として、発展と安全保障、開放と安全保障、伝統的安全保障と非伝統的安全保障、自国の安全保障と共通の安全保障、国家安全の維持と構築を総合的に勘案しなければならない。

「国家の安全に万全を期すことは最重要課題である」という基本方針は、「総体国家安全観」として包括される。2014年に提起された当時、「総体国家安全観」で示されたのは11項目であったが、今回の「歴史決議」では、①政治、②軍事、③国土、④経済、⑤文化、⑥社会、⑦科学技術、⑧サイバー、⑨生態系、⑩資源、⑪核、⑫在外権益、⑬宇宙、⑭深海、⑮極地、⑯バイオなど、さらに多様な分野に及ぶ「総体的国家安全観」として提起された。2014

年当時は、①政治、②国土、③軍事、④経済の順序だったが、今回は、①政治、②軍事、③国土、④経済という具合に、優先順位が一部入れ替わっている点も興味深い。また、12項目以降に追加された宇宙、深海、極地、バイオから、習近平政権が国家の安全が及ぶ領域を拡大させていることが分かる。

さらに、「わが国の現代化プロセスに影響を与えうる重大なリスクの防止・解消に力点をおき」、党が断固として擁護するのは「国家政権の安全、制度の安全、イデオロギーの安全」であると強調している。つまり、現体制の維持とイデオロギーの堅持こそが「国家の安全と社会の安定」に直結するという認識である。

「国家の安全について」の最終段落では、第18回党大会以来、つまり習近平時代になってから「国家の安全は全面的に強化され、政治・経済・イデオロギーおよび自然界などの面におけるリスクや試練に耐え抜いて、党と国家の繁栄・発展と長期的安定を力強く保証した」と総括している。ここで言う「リスクや試練」とは、文言のとおり「政治・経済・イデオロギーおよび自然界などの面」に存在するが、習近平政権の認識が顕著に表れているのは、「国家の安全を効果的に守った」と総括した以下の部分だろう⁽²³⁾。

国家の安全に関する宣伝・教育と全人民国防教育を強化し、国家安全人民防衛線をうち固め、辺境地域の振興・富裕化と安定化を推進し、敵対勢力による浸透・破壊・転覆・分裂活動を厳重に防止し、厳しく取り締まり、外部からの極端な抑止や攻撃を跳ね返し、香港、台湾、新疆、チベットおよび海洋などにかかわる闘争を展開し、海洋強国の建設を加速し、国家の安全を効果的に守った。

香港と台湾について言えば、「歴史決議」第12項で「『一国二制度』の堅持と祖国統一の推進について」の項目があり、2020年に制定された「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」、同法に基づいて香港で設立された駐香港特別行政区国家安全維持公署、国家安全維持委員会についても詳細な記述がある。また、台湾については以下のように強調されている⁽²⁴⁾。

台湾問題を解決して祖国の完全統一を実現することは、党の揺るぐことなく完遂すべき歴史的任務であり、すべての中華民族の共通の願いであり、中華民族の偉大な復興を実現する上での必然的要請である。党は、時代の変化に伴う兩岸関係を的確にとらえて、国家の統一に関する理論や台湾にかかわる方針・政策を充実・発展させ、兩岸関係が正しい方向へと進むよう推進した。習近平同志は台湾関連の業務について、一連の重要な理念と政策・主張をうち出し、党が新時代において台湾問題を解決するためのマスタープランを形成した。

(中略)

2016年以降、台湾当局の「台湾独立」をもくろむ分裂活動は激しさを増し、兩岸関係の平和的發展情勢に大きな打撃を与えた。われわれは「一つの中国」の原則と「92年コンセンサス」を堅持し、「台湾独立」をもくろむ分裂の行動に断固として反対し、外部勢力からの干渉に断固として反対し、兩岸関係の主導権と主動権をしっかりと握った。祖国の完全統一の「時」と「勢」はすべてわれわれが握っている。

習近平政権の台湾問題に対する基本方針は、中国共産党100周年という節目の「歴史決議」で強調されたことによって、その強硬姿勢を決定的に印象づけるものとなった。

香港と台湾に関する基本方針と具体的な政策は、上記のように第12項『「一国二制度」の堅持と祖国統一の推進について』の部分で述べられているが、第11項で指摘されているように「国家の安全」を脅かす「重大なリスク」として認識されている。

香港や台湾の問題が象徴しているように、また、新疆ウイグル自治区やチベット自治区における諸問題が人権擁護の観点から国際的な批判を招いている中で、習近平政権は「国家の安全」を脅かす事象を「重大なリスク」と捉えている。

前述したように、「国家政権の安全、制度の安全、イデオロギーの安全」は「国家の安全と社会の安定」に直結している。習近平政権は、現体制の維持とイデオロギーの堅持こそが「国家の安全と社会の安定」を確保すると強調しているが、「国家と社会」というよりも、むしろ「党と国家」、ひいては「党の安全」が保障されることが習近平政権の最優先課題であると言えよう。

(3) コロナ時代の安全

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験して、中国における「デジタル・レーニン主義」の傾向はさらに強まっている。コロナ禍と「安全」について、「歴史決議」ではどのように記述されたのだろうか。

「社会の安全」に関しては、「歴史決議」第8項から「民生の保障と改善を強化する社会建設」について前述した。第8項の冒頭、「時代の発展と社会の進歩に伴い、人民の素晴らしい生活への憧れはより強まり、民主・法治・公平・正義・安全・環境などの面での要求は日増しに増大している」という記述を見ると、人民が求める「素晴らしい生活」の要件として「安全」が明記されている。では、パンデミックを経験して、習近平政権は「安全」をどのように再定義したのだろうか。ここではコロナ禍を視野に入れて、第8項の「社会建設」について再検討しよう⁽²⁵⁾。

新型コロナウイルス感染症に直面し、党中央は「人民至上、生命至上」の原則を掲げて「感染症と闘う人民戦争・総力戦・阻止戦」を繰り広げたと総括されている。「挙国体制、空前の規模で行われた救命活動」の中で展開されたのが、デジタルテクノロジーによる感染予防対策であった。「歴史決議」では、「感染症対策と経済・社会発展の両立を堅持し、人民の生命の安全と体の健康を最大限に守り、世界に先駆けて感染症を抑え、操業・生産を再開し、経済・社会の発展を回復し、感染症対策が大きな戦略的成果を収め、偉大な感染症対策精神を築き上げた」と習近平政権のコロナ対策を全面的に評価している。その是非についてはひとまずおくとして、ここでは「人民の生命の安全」に注目したい。約3万6000文字の「歴史決議」の中で、「人民の生命の安全」について言及されているのは新型コロナウイルス感染症に関する部分のみである。

コロナ禍以後の「安全」について、「歴史決議」で提起された2つのキーワードに注目しよう。ひとつ目は「平安中国」である。「党は、国家の長期的安定、人民の安心ある暮らしを実現すべく、よりハイレベルの『平安中国』を建設し……」と記されている。中国語の「平安」は日本語とほぼ同義で、「平安」、「安全」、「平穏無事」を意味する。「平安中国」とは、「安全な中国」のキャッチコピーと言えらるだろう。

2つ目のキーワードは「社会治理共同体」である。「共同建設・共同統治・共同享受を旨とする社会統治制度を整備し、誰もが責任を持ち、誰もが責務を果たし、誰もが利益を享受する社会治理共同体を築いた」と総括されている。習近平総書記が提唱した「共同体」の概念で、最も広範囲に使用されているのは「人類運命共同体」である⁽²⁶⁾。「歴史決議」では、「人類運命共同体」のほか、党の民族政策に関する記述で「中華民族共同体意識」という表現がある。近年、外交政策において特定地域との関係を強調する際に「共同体」が使われる場合もあるが、「歴史決議」で言及されたのは、「人類運命共同体」、「中華民族共同体」、「社会治理共同体」であった。

人類が感染症のパンデミックに直面し、習近平総書記の「人類運命共同体」が国際社会においても妥当性を確保しつつある中で、中国国内では最先端のデジタルテクノロジーによる「ビッグデータ・ガバナンス」が徹底されている。感染予防対策を目的として個人情報の収集や強制的な都市封鎖が行われている中国では、「社会治理共同体」の構築というスローガンのもと、「デジタル・レーニン主義」による「ビッグデータ独裁」が急速な勢いで強化されているのだ。

4 おわりに

小論は、中国における「デジタル・レーニン主義」の現段階について読み解くことを研究課題とし、その思想的背景についての考察を試みた。以下、議論の要点を整理した上で、今後の展望について述べたい。

議論の中心として扱ったのは、「社会治理」と「安全観」である。習近平政権の社会に対する統治の理念と方法を包括する「社会治理」は、最先端のデジタルテクノロジーを活用したIoEであり、換言すれば「ビッグデータ・ガバナンス」である。習近平政権は、「総体国家安全観」を構築し、「中央国家安全委員会」の設立と新「国家安全法」の整備によって党主導の「安全観」を確立させた。

続いて、2021年11月に発表された「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」（いわゆる「歴史決議」）について、「社会の安全」、「国家の安全」、「コロナ時代の安全」に関する記述を分析した。党の「安全観」を読み解くことで明らかになったのは、中国共産党による統治の正統性に対する習近平政権の危機感である。「歴史決議」では、現体制の維持とイデオロギーの堅持こそが「国家の安全と社会の安定」を確保すると強調しているが、「国家と社会」よりも、むしろ「党と国家」、ひいては「党の安全」が保障されることが習近平政権の最優先課題であると言えよう。新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験し、習近平政権が提唱する「社会治理共同体」の構築というスローガンのもと、「デジタル・レーニン主義」による「ビッグデータ独裁」が急速な勢いで強化されている。

2021年11月、習近平総書記の重要講話や原稿50編を収録した『論堅持人民当家作主』（人民主体の堅持を論ず）が刊行された⁽²⁷⁾。「当家作主」は「主人公になる」という意味で、「人民当家作主」は「人民主体」と翻訳される。果たして、習近平政権が掲げる「安全」は「人民主体の安全」か、あるいは「党主体の安全」なのか。「人民の素晴らしい生活への憧れこそ、

われわれの奮闘目標である」という中国共産党の「社会治理」は、国民からどのように評価されているのだろうか。党と社会の関係、中国社会の構造変容については引き続きの研究課題としたい。

今後の展望としては、2022年に開催が予定されている中国共産党第20回全国代表大会で習近平政権の長期化が確実なものとなり、「デジタル・レーニン主義」による「ビッグデータ独裁」の趨勢は今後も継続し、さらに強化されると見られる。中国の「デジタル・レーニン主義」が中国国内のみならず国際社会に及ぼす影響についてさらなる批判的検討が必要であり、何よりも民主主義に対する真摯な省察が求められていると言えよう。

- (1) Sebastian Heilmann, “Leninism Upgraded: Xi Jinping’s Authoritarian Innovations,” *China Economic Quarterly*, Vol. 20, No. 4, Gavekal Dragonomics, 2016, pp. 15–22. セバスチャン・ハイルマンによる「デジタル・レーニン主義」の概念を紹介する論考として、以下を参照されたい。大屋雄裕「個人信用スコアの社会的意義」総務省『情報通信政策研究』第2巻第2号、2019年。
- (2) 矢吹晋『中国の夢——電腦社会主義の可能性』花伝社、2018年、50–51ページ。
- (3) 矢吹晋は、ハイルマンを紹介したアンドリュー・ブラウン（WSJ中国担当コラムニスト）の記事を引用し、「いわゆる『習近平独裁』の本質とは、『ビッグデータ独裁』にはかならないと核心を衝いたものだ」と指摘した。前掲、『中国の夢——電腦社会主義の可能性』51ページ。
- (4) 金野純「中国型社会統制システムの進化と影響——法とアーキテクチャによる支配を中心に」公益財団法人日本国際問題研究所『国際問題』No. 673、2018年7・8月。
- (5) 梶谷懐・高口康太『幸福な監視国家・中国』NHK出版新書、2019年。
- (6) 伊藤亜聖『デジタル化する新興国——先進国を超えるか、監視社会の到来か』中公新書、2020年。
- (7) 習近平政権の思想宣伝工作については、以下を参照されたい。及川淳子「『習近平時代』の思想宣伝工作——学校教育と家庭教育における最新動向」一般財団法人霞山会『東亜』No. 655（連載“習近平の中国”：ヤヌス像のアナトミー4）、2022年1月。
- (8) 李文主編『中華人民共和国社会史（1949—2019）第二版』当代中国出版社、2019年。
- (9) 及川淳子「習近平政権下の社会変動——『維穩体制』をめぐる諸問題」公益財団法人日本国際問題研究所『国際問題』No. 631、2014年5月。
- (10) 中共中央党校（国家行政学院）『習近平新時代中国特特色社会主義思想基本問題』人民出版社・中共中央党校出版社、2020年。
- (11) 同上、295ページ。
- (12) 同上、295–296ページ。
- (13) 同上、296ページ。
- (14) 同上、298ページ。
- (15) 同上、299ページ。
- (16) 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」2013年11月15日（http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm）（2021年12月1日、最終閲覧）。
- (17) 前掲、及川淳子「習近平政権下の社会変動——『維穩体制』をめぐる諸問題」、35ページ。「総体国家安全観」の提唱に至る習近平政権の国内・国際情勢認識については、以下の論考を参照されたい。角崎信也「『総体国家安全観』の位相」公益財団法人日本国際問題研究所『China Report』Vol. 2、2015年11月27日（https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=253）（2021年12月1日、最終閲覧）。なお、習近平総書記の「総体国家安全観」をめぐる重要講話や報告などは、以下の資料にまとめられている。中共中央党史和文献研究院編『習近平閩東総体国家安全観論述摘編』中央文献出版

社、2018年。

- (18) 「中华人民共和国国家安全法（主席令第二十九号）」中央政府门户网站、2015年7月1日（http://www.gov.cn/zhengce/2015-07/01/content_2893902.htm）（2021年12月1日、最終閲覧）。
- (19) 角崎信也「中国『国家安全法』の要点」公益財団法人日本国際問題研究所『China Report』Vol. 1、2015年11月27日（https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page_pr.php?id=252）（2021年12月1日、最終閲覧）。
- (20) 「（受権発布）中共中央関與党的百年奮闘重大成就和歴史經驗的決議」新華網、2021年11月16日（http://www.news.cn/politics/2021-11/16/c_1128069706.htm）（2021年12月1日、最終閲覧）。「歴史決議」の引用はこれによる。なお、引用箇所日本語訳は以下を参照し、訳出した。「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」新華社日本語版、2021年11月16日（http://jp.news.cn/2021-11/16/c_1310314591.htm）（2021年12月1日、最終閲覧）。
- (21) 同上。
- (22) 同上。ここでは、「安全」について適宜「安全保障」と訳出した。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 「人類運命共同体」については、以下を参照されたい。及川淳子「中国と国際平和——習近平の『人類運命共同体』構想」神奈川大学評論編集専門委員会『神奈川大学評論』（90）（創刊九〇号記念号；特集 平和論：国際社会と日本の未来）、2018年。
- (27) 習近平『論堅持人民当家作主』中央文献出版社、2021年。

■参考文献

[インターネット資料]

「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」2013年11月15日（http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm）。

「中华人民共和国国家安全法（主席令第二十九号）」中央政府门户网站、2015年7月1日（http://www.gov.cn/zhengce/2015-07/01/content_2893902.htm）。

「（受権発布）中共中央关于党的百年奋斗重大成就和历史经验的决议」新华网、2021年11月16日（http://www.news.cn/politics/2021-11/16/c_1128069706.htm）。

「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」新華社、2021年11月16日（http://jp.news.cn/2021-11/16/c_1310314591.htm）。

[中国語文献]

中共中央宣传部《习近平新时代中国特色社会主义思想三十讲》学习出版社、2018年。

中共中央党史和文献研究院编《习近平关于总体国家安全观论述摘编》中央文献出版社、2018年。

中共中央宣传部《习近平新时代中国特色社会主义思想学习纲要》学习出版社・人民出版社、2019年。

李文主编《中华人民共和国社会史（1949—2019）第二版》当代中国出版社、2019年。

中共中央党校（国家行政学院）《习近平新时代中国特色社会主义思想基本问题》人民出版社・中共中央党校出版社、2020年。

中共中央宣传部《习近平新时代中国特色社会主义思想学习问答》学习出版社、2021年。

[日本語文献]

及川淳子「習近平政権下の社会変動——『維穩体制』をめぐる諸問題」公益財団法人日本国際問題研究所『国際問題』No. 631、2014年5月。

角崎信也「中国『国家安全法』の要点」公益財団法人日本国際問題研究所『China Report』Vol. 1、2015年11月27日（https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page_pr.php?id=252）。

- 角崎信也「『総体国家安全観』の位相」公益財団法人日本国際問題研究所『China Report』Vol. 2、2015年11月27日 (https://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=253)。
- 矢吹晋『中国の夢——電脳社会主義の可能性』花伝社、2018年。
- 金野純「中国型社会統制システムの進化と影響——法とアーキテクチャによる支配を中心に」公益財団法人日本国際問題研究所『国際問題』No. 673、2018年7・8月。
- 大屋雄裕「個人信用スコアの社会的意義」総務省『情報通信政策研究』第2巻第2号、2019年。
- 梶谷懐・高口康太『幸福な監視国家・中国』NHK出版新書、2019年。
- 伊藤亜聖『デジタル化する新興国——先進国を超えるか、監視社会の到来か』中公新書、2020年。

おいかわ・じゅんこ 中央大学准教授
junko.oikawa@gmail.com